

9 作業道の整備等を実施し森林整備を推進 【林道・作業道の整備】

〈事業の経緯〉

①経年による劣化や大雨等で法面から崩れ出た土砂や路面上の洗堀等により通行に支障をきたしている既設作業道が多くある。②台風及び近年の集中豪雨等の災害による暗渠閉塞や路体崩落等で二次災害の要因になり得る状況が頻発している。③国・県補助の採択基準に該当しないが、森林環境改善等のため森林整備に継続的に使用される作業道開設の必要性がある。

〈事業の目的・効果〉

作業道の維持補修・改良・開設に対して補助し、作業道を継続的に使用できる状態を維持し、さらなる森林整備を推進するとともに災害の未然防止に寄与する。

■事業内容

《下呂市森林整備等促進事業補助金》

作業道の維持補修、改良、開設に対しそれぞれ補助をし、森林整備の推進と災害の未然防止を図る。

1. 作業道維持補修事業

- ・対象経費 崩土除去や洗堀埋戻し等の維持補修にかかる経費
- ・補助金額 作業道総延長 500m未満…上限 10万円
作業道総延長 500m以上…上限 20万円
(1作業団地につき1年以内に30万円まで)

2. 作業道改良事業

- ・対象経費 構造物の設置等災害を未然に防止するための改良にかかる経費
- ・補助金額 上限 30万円 (1作業団地につき1年以内に30万円まで)

3. 作業道開設事業

- ・対象経費 他の補助事業等の適用とならない森林作業道規格に準ずる作業道開設経費 (補助対象延長の上限は200m)
- ・補助金額 開設箇所の平均地山勾配別に1mあたりの補助額を設定
15度未満 300円 15度以上 25度未満 820円
25度以上 40度未満 1,450円

■令和6年度事業

1. 維持補修 19路線 2. 作業道改良 14路線 3. 作業道開設 5路線

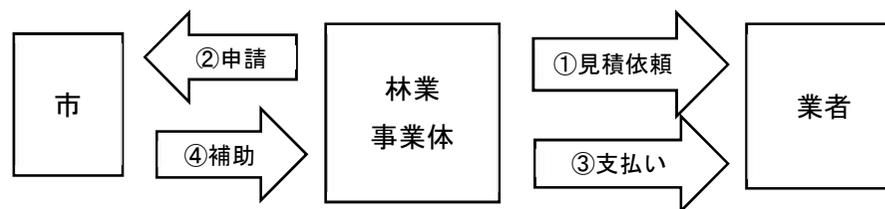
■令和6年度事業費

7,886千円 (内譲与税 7,770千円)

■下呂市森林づくり基本計画

VI 6. 林道・森林作業道について

■事業スキーム (請負の場合)



■実施イメージ

作業道維持補修事業 (施工前→施工後)

作業道改良事業 (洗越設置)

